

障害者総合支援法に基づく多機能型サービス（就労継続支援A型・B型、生活介護）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人（以下「事業者」という。）が設置する多機能型サービス事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の就労継続支援B型（以下「指定就労継続支援B型」という。）及び指定障害福祉サービス事業の就労継続支援A型（以下「指定就労継続支援A型」という。）及び指定障害福祉サービスの生活介護（以下「指定生活介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援B型、指定就労継続支援A型（以下「指定就労継続支援等」という。）及び指定生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定就労継続支援A型の実施に当たっては、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 3 指定生活介護の実施に当たって、事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適正かつ効果的に行うものとする。
- 4 障害者総合支援法に基づく多機能型サービス実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 5 前六項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）」及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 指定就労継続支援B型及び指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 指定就労継続支援B型を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者就労トライアルセンターボイス
- (2) 所在地 青森県三沢市大字三沢字堀口164-1

2 指定就労継続支援A型を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 Cafe42
- (2) 所在地 青森県三沢市大字三沢字堀口164-1

3 指定生活介護を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 パラアートみさわ
- (2) 所在地 青森県三沢市大字三沢字堀口164-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員の管理、サービスの利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定生活介護及び指定就労継続支援等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名(利用者の数が60人以下1人以上。1人以上は常勤の者であること。)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護等の目標及びその達成時期、指定生活介護等を提供する上での留意事項等(以下、提供するサービスが指定生活介護にあつては「生活介護計画」、提供するサービスが指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型にあつては「就労継続支援計画」という。)

を記載した生活介護計画、就労継続支援計画の原案を作成すること。

- (ウ) 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面（以下「生活介護計画書」という。）を利用者に交付すること。
- (エ) 就労継続支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援計画を記載した書面（以下就労継続支援計画書という。）を利用者に交付すること。
- (オ) 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6ヵ月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- (カ) 就労継続支援計画作成後、就労継続支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援計画を変更すること。
- (キ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (ク) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (ケ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 指定就労継続支援B型

- (ア) 職業指導員 1名以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1名以上は常勤の者であること）

職業指導員は、作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関することに従事する。

- (イ) 生活支援員 1名以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1名以上は常勤の者であること）

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

※職業指導員及び生活支援員の総数は常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上。

- (ウ) 施設外就労の職業指導員 1名以上

施設外就労の職業指導員は、契約により委託した作業訓練における各個人の課題を見極め、作業スキルの習得・向上に関することに従事する。

(エ) 工賃達成指導員 1名以上

工賃達成指導員は、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う。

(4) 指定就労継続支援A型

(ア) 職業指導員 1名以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1名以上は常勤の者であること）

個別支援計画に基づき、就労の機会の提供及び職場実習の開拓を行い、一般就労後も職場定着を図るための支援を行う。

(イ) 生活支援員 1名以上（職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1名以上は常勤の者であること）

個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行う

※職業指導員及び生活支援員の総数は常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上。

(5) 指定生活介護

(ア) 看護職員 1名以上（生活介護の単位ごとに、1以上）

看護職員は、利用者の健康状態の把握や健康相談を行う。
療養上の指導を行う。

(イ) 生活支援員 1名以上（生活介護の単位ごとに、1以上。）

生活支援員は日常生活上の支援、相談、介護を行う。

看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士、作業療法士及び生活支援員の総数は生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(a)から(c)までに掲げる数とする。

(a) 障害程度区分平均値が4未満 利用者数を6で除した数以上

(b) 障害程度区分平均値が4以上5未満 利用者数を5で除した数以上

(c) 障害程度区分平均値が5以上 利用者数を3で除した数以上

※利用者の数は前年度の平均値。新規指定の場合は推定数

(ウ) 調理員 1名以上

調理員は事業所の食事の提供、食事の調理にあたる。

(営業日、営業時間及び作業内容等)

第5条 主たる事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援B型

(ア) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(イ) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

(ウ) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(エ) サービス提供時間

午前9時から午後4時までとする。

ただし、施設外支援、施設外実習の際は、原則その職場が指定する勤務日・時間をもってサービス提供日及びサービス提供時間とする。なお、職場実習等においては、公共職業安定所等との連携をとるものとする。

(2) 指定就労継続支援B型（施設外就労）

(ア) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、契約企業からの指示により変更があり得ることとする。

(イ) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

(ウ) サービス提供日

月曜日から日曜日までとする。ただし、契約企業からの指示等により変更があり得ることとする。

(エ) サービス提供時間

午前9時から午後4時までとする。ただし、契約企業からの指示により変更があり得ることとする。

(3) 指定就労継続支援A型

(ア) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(イ) 営業時間 午前8時30分から午後4時30分までとする。

(ウ) サービス提供日

月曜日から日曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(エ) サービス提供時間

午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、施設外支援、施設外実習の際は、原則その職場が指定する勤務日・時間をもってサービス提供日及びサービス提供時間とする。なお、職場実習等においては、公共職業安定所等との連携をとるものとする。

(オ) 主な作業の内容

調理：食材仕込補助、調理補助、盛付補助、厨房清掃、食器洗浄等
接客：配膳、下膳、盛付補助、オーダー受付、レジ操作、食器洗浄等
設備：敷地内の清掃、除草、除雪、装飾等
事務補助：パソコン作業、メニュー作成に係る作業等

(カ) 賃金

最低賃金とする。

(キ) 労働時間

午前8時30分から午後5時の間の5時間から7時間

(4) 指定生活介護

(ア) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(イ) 営業時間 午前9時から午後4時までとする。

(ウ) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。

(エ) サービス提供時間

午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 多機能型サービス事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援B型 20名

※施設外就労の利用者は利用定員に含まないものとする。

(2) 指定就労継続支援A型 10名

(3) 指定生活介護 10名

(主たる対象者)

第7条 多機能型サービス事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）

(2) 知的障害者（18歳未満の者を除く）

(3) 精神障害者（18歳未満の者を除く）

(4) 発達障害者（18歳未満の者を除く）

(5) 難病等対象疾患対象者（18歳未満の者を除く）

※ただし、15歳以上のみなし障害者は対象とする場合がある。

(サービスの内容)

第8条 多機能型サービス事業所で行う指定就労継続支援等の内容は、次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援B型

- (ア) 就労継続支援B型計画の作成
- (イ) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (ウ) 生産活動(清掃作業、食品製造、接客及び販売業務等、外部契約作業、等)
- (エ) 実習先企業等の紹介
- (オ) 求職活動支援
- (カ) 職場定着支援
- (キ) 生活相談
- (ク) 健康管理
- (ケ) 訪問支援
- (コ) 送迎サービス
- (サ) 施設外支援
- (シ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (イ) から(サ) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(2) 指定就労継続支援A型

- (ア) 就労継続支援A型計画の作成
- (イ) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (ウ) 生産活動(飲食店営業に関わる作業全般等)
- (エ) 実習先企業等の紹介
- (オ) 求職活動支援
- (カ) 職場定着支援
- (キ) 生活相談
- (ク) 健康管理
- (ケ) 訪問支援
- (コ) 送迎サービス
- (サ) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (イ) から(コ) に附帯するその他必要な訓練、支援、相談、助言。

(4) 指定生活介護

- (ア) 生活介護計画の作成
- (イ) 食事の提供
- (ウ) 入浴又は清拭

- (エ) 身体等の介護
- (オ) 生産活動
- (カ) 創作的活動
- (キ) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援
- (ク) 生活相談
- (ケ) 健康管理
- (コ) 訪問支援
- (サ) 送迎サービス
- (シ) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
 - (イ) から (サ) に付帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定就労継続支援等を提供した際は、区市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者から当該指定就労継続支援等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとし、利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援等を提供した際は、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、指定就労継続支援等において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。この場合の利用料金については別に定める。

(1) 食事の提供に要する費用 1食500円

但し、食事提供体制加算対象者については食材料費として1食400円とする

(2) 日用品費 実費

(3) その他サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費

4 前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対し交付するものとする。

5 第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常事業の実施地域)

第10条 多機能型サービス事業所における通常の実施地域は、次のとおりとする。

(1) 指定就労継続支援B型

三沢市、上北郡（おいらせ町、東北町、六戸町）とする。

- 2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(2)指定就労継続支援A型

三沢市、上北郡（おいらせ町、東北町、六戸町）とする。

- 2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

(3)指定生活介護

三沢市、上北郡（おいらせ町、東北町、六戸町）とする。

- 2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合があります。

(工賃の支払等)

第11条 事業所は、指定就労継続支援B型、指定就労継続支援A型の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

- 2 前項の場合において、就労継続支援B型については、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。
- 3 前項の場合において、就労継続支援A型については、県内の最低賃金の額を下回らないものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 喧嘩，口論，泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外での火気を用いること。
- (3) 施設の秩序，風紀を乱し，又は安全衛生を害すること。
- (4) 設備・器具等を適切に使用すること。
- (5) 他、管理者が必要に応じて定めること。

(利用者負担額等に係る管理)

第13条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき、法第29条第3項第2号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第43条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サー

ビス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第14条 現に指定就労継続支援等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 指定就労継続支援等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 4 指定就労継続支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる(令和6年3月31日までの間は努力義務)。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理等)

- 第17条 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる(令和6年3月31日までの間は努力義務)。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

4 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

(苦情処理)

第18条 提供した指定就労継続支援等に関する利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、事業所窓口とともに楽晴会苦情解決第三者委員に報告し誠意をもって苦情解決に努める事とする。

2 提供した指定就労継続支援等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第2項の規定により青森県知事が、また、法第48条第1項の規定により青森県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及利用者等からの苦情に関して市町村又は、青森県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、青森県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第19条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止管理責任者は、事業所の管理者とする。

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援等の提供を終了した日から10年間保存するものとする。

4 事業所は、指定就労継続支援等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 事業者は、適切な指定就労継続支援等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は契約者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年12月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 5月 1日から施行する。

この規定は、平成29年10月15日から施行する。

この規定は、平成30年 6月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 9月 1日から施行する。

この規定は、2021年12月 1日から施行する。

この規定は、2023年 8月 1日から施行する。

この規定は、2024年12月 1日から施行する。